

○経済産業省告示第○○○号(案)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第八条第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十九年○○月○○日

経済産業大臣 世耕 弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件(平成二十九年経済産業省告示第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(太陽光発電設備に係る調達価格等)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 6 [略]</p> <p>7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもの(次項に掲げるものを除く。)に係る調達価格等は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p>	<p>(太陽光発電設備に係る調達価格等)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 6 [略]</p> <p>7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもの(次項に掲げるものを除く。)に係る調達価格等は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p>

38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39

表のとおりとする。

調達価格	調達期間
法第七条第八項の規定により経済産業大臣(同条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあつては、指定入札機関)が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十一年間

備考

イ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合(平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。)又は当該設備が認定事業者(みなし認定事業者を除く。)に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ハ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

備考
表中の「」の記載は注記である。

附則

この告示は、公布の日から施行する。